

国家外汇管理局上海市分局
关于印发《中国（上海）自由贸易试验区
临港新片区开展跨境贸易投资高水平开放
外汇管理改革试点实施细则》的通知

上海汇发[2022]4号

辖内各外汇指定银行：

为落实党的十九届六中全会精神和党中央、国务院决策部署，推动构建以国内大循环为主、国内国际双循环相互促进的新发展格局，进一步提升外汇管理服务实体经济的能力，国家外汇管理局决定在中国（上海）自由贸易试验区临港新片区开展跨境贸易投资高水平开放外汇管理改革试点。

为保障试点工作有序推进，国家外汇管理局上海市分局制定了《中国（上海）自由贸易试验区临港新片区开展跨境贸易投资高水平开放外汇管理改革试点实施细则》（见附件），现印发给你们，请遵照执行。

本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局上海市分局反馈。

联系电话：经常项目处 沈 恺 021-58845420
资本项目处 丁倩兰 021-58845951

特此通知。

附件：中国（上海）自由贸易试验区临港新片区开展跨境贸易投资高水平开放外汇管理改革试点实施细则

国家外汇管理局上海市分局
2022年1月28日

国家外貨管理局上海市分局：
《中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアの
クロスボーダー貿易投資ハイレベル開放に向けた
外貨管理改革試行実施細則》
印刷・公布に関する通知
上海匯發[2022]4号

管轄内の各外貨指定銀行：

党の十九期六中全会の主旨および中国共産党中央委員会・国务院の政策決定・方針を実行し、「国内大循環」を主として、「国内国際双循環」を相互に促進させる新たな発展の枠組み構築を推進し、外貨管理による実体経済への奉仕能力をさらに引き上げるため、国家外貨管理局は、中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアにおいてクロスボーダー貿易投資ハイレベル開放に向けた外貨管理改革試行の実施を決定した。

業務の秩序立った推進を保障するため、国家外貨管理局上海市分局は、《中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアのクロスボーダー貿易投資ハイレベル開放に向けた外貨管理改革試行実施細則》（付属文書参照）を制定したため、ここに印刷・公布するので、遵守のうえ執行されたい。

本通知は、公布日より実施する。以前の規定が本通知と合致しない場合、本通知に準じるものとする。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局上海市分局にフィードバックされたい。

連絡先：經常項目処 沈 愷 021-58845420
資本項目処 丁倩蘭 021-58845951

特にここに通知する。

付属文書：中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアのクロスボーダー貿易投資ハイレベル開放に向けた外貨管理改革試行実施細則

国家外貨管理局上海市分局
2022年1月28日

<p>附件</p> <p>中国（上海）自由贸易试验区临港新片区开展跨境贸易投资高水平开放外汇管理改革试点实施细则</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为支持中国（上海）自由贸易试验区临港新片区（以下简称“试点区域”）建设，落实《国家外汇管理局关于在上海自由贸易试验区临港新片区等部分区域开展跨境贸易投资高水平开放试点的通知》（汇发〔2021〕35号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，制定本实施细则。</p> <p>第二条 国家外汇管理局上海市分局（以下简称“外汇局”/“上海市分局”）具体负责监督管理跨境贸易投资高水平开放试点业务（以下简称“试点业务”）外汇登记、账户开立、资金划转、结售汇、本外币数据统计监测等事项。</p> <p>第三条 试点企业应当按照本实施细则及相关规定办理外汇业务；按相关外汇管理规定，及时、准确、完整地向外汇局报送相关数据信息，配合监督检查和调查。</p> <p>银行应当建立健全内控制度，按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则完善全流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。</p> <p>第四条 试点企业办理本细则规定的试点业务，应当具有真实合法交易基础，不得使用虚假合同等凭证或构造交易，依法应通过账户办理的外汇业务按现行规定执行。</p> <p>第二章 经常项目业务</p> <p>第五条 便利优质企业经常项目资金收付。在切实履行对客户尽职调查等义务的基础上，符合条件的试点银行（以下简称“试点银行”）可根据客户指令为试点区域内的优质企业办理经常项目相</p>	<p>付属文書</p> <p>中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアのクロスボーダー貿易投資ハイレベル開放に向けた外貨管理改革試行実施細則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア（以下、試行地域）の建設を支持し、《国家外貨管理局：上海自由貿易試験区臨港新エリアなどの一部地域におけるクロスボーダー貿易投資ハイレベル開放試行の実施に関する通知》（匯発〔2021〕35号）などの文書の要求を実行するため、国家外貨管理局の批准を受けて、本実施細則を制定する。</p> <p>第二条 国家外貨管理局上海市分局（以下、外管局／上海市分局）は、クロスボーダー貿易投資ハイレベル開放試行業務（以下、試行業務）の外貨登記・口座開設・資金振替・両替・人民元および外貨データの統計およびモニタリングなどの事項を監督管理する具体的な責を負う。</p> <p>第三条 試行企業は、本実施細則および関連規定に基づき外貨業務を行わなければならない；関連外貨管理規定に基づき、適時・正確・完全に外管局に関連データ・情報を送信・報告し、監督・検査および調査に協力しなければならない。</p> <p>銀行は、内部統制制度を構築・整備し、「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」などの業務実施原則に基づき全業務フローの真実性およびコンプライアンス性審査メカニズムを完備して、業務を取り扱い、データおよび異常で疑わしい情報の送信・報告義務を厳格に履行しなければならない。</p> <p>第四条 試行企業は、本細則の規定する試行業務を行う場合、真実かつ合法的な取引の基礎を備えていなければならない；虚偽の契約書などのエビデンスを使用する、あるいは取引を虚構してはならず、法に基づき口座を通じて取り扱わなければならない外貨業務は、現行の規定に従い執行するものとする。</p> <p>第二章 經常項目業務</p> <p>第五条 優良企業の經常項目資金の受払を利便化する。顧客に対するデューデリジェンス調査などの義務の適切な履行を基礎として、条件に合致する試行銀行（以下、試行銀行）は、顧客から</p>
---	--

<p>关外汇业务。</p> <p>第六条 支持银行优化新型国际贸易结算。鼓励试点银行依据试点区域战略定位和行业特色，创新金融服务，自主办理试点区域企业真实合规的新型国际贸易外汇收支业务。</p> <p>第七条 有序扩大贸易收支轧差净额结算企业范围。试点区域企业与境外交易对手开展经常项目外汇业务时，试点银行可为试点区域企业办理轧差净额结算，并按国际收支申报有关规定进行实际收付数据和还原数据申报。</p> <p>第八条 货物贸易特殊退汇免于登记。试点银行可直接为试点区域企业办理货物贸易特殊退汇业务，试点区域企业无须事前在外汇局登记（本章详细操作指引见附1）。</p> <p style="text-align: center;">第三章 资本项目业务</p> <p>第九条 开展非金融企业外债便利化额度试点。放宽试点区域非金融企业借用外债的额度限制，允许试点区域符合一定条件的中小微高新技术企业，在一定额度内根据企业实际需要自主借用外债（详细操作指引见附2）。</p> <p>第十条 开展合格境外有限合伙人（QFLP）试点。简化外汇登记，允许其通过股权、债权等形式，在境内开展外商投资准入特别管理措施（负面清单）以外的各类投资活动（投资房地产企业和地方政府融资平台除外）（详细操作指引见附3）。</p> <p>第十一条 开展合格境内有限合伙人（QDLP）试点，允许其开展符合国家政策规定的对外股权、债权投资（详细操作指引见附4）。</p> <p>第十二条 在遵循风险可控、审慎管理原则下，适度扩大试点区域对外资产转让的参与主体范围和业务种类。允许试点区域的银行和代理机构按</p>	<p>の指示に基づき試行地域内の優良企業のために經常項目関連外貨業務を取り扱うことができる。</p> <p>第六条 銀行の新型国際貿易に係る決済の最適化を支持する。試行銀行が試行地域の戦略的位置付けおよび業種の特徴に基づき、金融サービスを刷新し、試行地域の企業の真実かつコンプライアンスに準拠した新型国際貿易に係る外貨受払業務を自主的に取り扱うことを奨励する。</p> <p>第七条 貿易受払のネットイング企業の範囲を秩序立って拡大する。試行地域の企業が国外の取引相手と經常項目外貨業務を行う場合、試行銀行は、試行地域の企業のためにネットイングを取り扱い、併せて国際収支申告の関連規定に基づき実際の受払データおよび復元データの申告を行うことができる。</p> <p>第八条 貨物貿易特殊外貨返金は登記を免除する。試行銀行は、試行地域の企業のために貨物貿易特殊返金業務を直接取り扱うことができ、試行地域の企業は、事前に外管局において登記する必要はない（本章の詳細なオペレーションガイドは付属文書1を参照）。</p> <p style="text-align: center;">第三章 資本項目業務</p> <p>第九条 非金融企業向け外債限度額利便化試行を実施する。試行地域の非金融企業による外債借入限度額の制限を緩和し、試行地域の一定の条件に合致する中小零細ハイテク企業が、一定の限度額内で企業の実際の経営ニーズに基づき自主的に外債を借り入れることを許可する（詳細なオペレーションガイドは付属文書2を参照）。</p> <p>第十条 適格外国人有限責任組合（QFLP）試行を実施する。外貨登記を簡素化し、持分・債権などの形式を通じて、国内において外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）以外の各種投資活動を行うことを許可する（不動産企業および地方政府融資プラットフォームへの投資を除く）（詳細なオペレーションガイドは付属文書3を参照）。</p> <p>第十一条 適格国内有限責任組合（QDLP）試行を実施し、国家の政策・規定に合致する対外持分・債権投資を行うことを許可する（詳細なオペレーションガイドは付属文書4を参照）。</p> <p>第十二条 リスクコントロール可能・慎重管理の遵守を原則として、試行地域の対外資産譲渡の参加主体範囲および業務種類を適度に拡大する。</p>
--	---

<p>规定开展对外转让银行不良贷款和银行贸易融资资产等信贷资产业务（详细操作指引见附5）。</p> <p>第十三条 在试点区域内开展跨国公司本外币一体化资金池业务试点，进一步便利跨国企业集团跨境资金统筹使用，支持和促进试点区域总部经济发展（详细管理规定见附6）。</p> <p>第十四条 外商投资企业境内再投资免于登记。在不违反现行外商投资准入特别管理措施（负面清单）且境内所投项目真实、合规的前提下，外商投资企业在试点区域开展境内股权再投资的（不得直接或间接投资房地产），被投资企业或股权转让方无需办理接收境内再投资登记，资金划出银行可将相关投资款项直接划入被投资企业或股权转让方的外汇资本金账户或资本项目一结汇待支付账户。资金使用须遵守资本项目外汇收入及其结汇所得人民币资金使用规定。被投资企业继续开展境内股权投资的，按上述原则办理。</p> <p>外商投资房地产企业开展境内再投资的，被投资企业或股权转让方应按现行外汇管理规定办理接收境内再投资登记。</p> <p>第十五条 试点区域内符合条件的非金融企业境外放款、外债、跨境担保、境外上市、员工股权激励计划、境外套期保值等外汇业务登记可直接由上海市分局辖内银行办理，并简化相关材料要求（详细操作指引见附7）。</p> <p>第十六条 扩大资本项目收入使用范围。试点区域非金融企业（房地产企业和地方政府融资平台除外）资本项目收入（包括外商直接投资资本金、外债资金及境外上市筹集资金等）原则上应在经营范围内真实自用，并遵守下列规定：不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；不得直接或间接用于证券投资；不得直接或间接用于建设、购买非自用房地产或向房地产企业、地方政府融资平台提供投融资。</p>	<p>試行地域の銀行および代理機関が規定に基づき銀行の不良債権および銀行のトレードファイナンス資産などの与信資産業務の対外譲渡を行うことを許可する（詳細なオペレーションガイドは付属文書5を参照）。</p> <p>第十三条 試行地域内において多国籍企業人民元・外貨一体型プーリング業務試行を行い、多国籍企業グループのクロスボーダー資金の統括使用をさらに利便化し、試行地域の本部経済の発展を支持および促進する（詳細な管理規定は付属文書6を参照）。</p> <p>第十四条 外商投資企業の国内再投資は登記を免除する。現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に違反しておらず、かつ国内の投資プロジェクトが真実であり、かつコンプライアンスに準拠しているという前提で、外商投資企業が試行地域において国内持分再投資を行う場合（直接あるいは間接的な不動産投資は不可）、被投資企業あるいは持分譲渡者は、国内再投資受入登記を行う必要はなく、仕向銀行は、関連投資金を被投資企業あるいは持分譲渡者の外貨資本金口座あるいは資本項目一人民元転支払待機口座に直接振替入金することができる。資金の使用は、資本項目外貨収入および人民元転代り金の使用規定を必ず遵守しなければならない。被投資企業が国内持分投資の実施を継続する場合、上述の原則に基づき行う。</p> <p>外商投資不動産企業が国内再投資を行う場合、被投資企業あるいは持分譲渡者は、現行の外貨管理規定に基づき国内再投資受入登記を行わなければならない。</p> <p>第十五条 試行地域内の条件に合致する非金融企業の対外貸付・外債・クロスボーダー担保・国外上場・従業員向けストックオプション・国外ヘッジなどの外貨業務の登記は、上海市分局の管轄内の銀行が直接取り扱うことができ、併せて関連資料の要求を簡素化する（詳細なオペレーションガイドは付属文書7を参照）。</p> <p>第十六条 資本項目収入の使用範囲を拡大する。試行地域の非金融企業（不動産企業および地方政府融資プラットフォームを除く）の資本項目収入（外商投資直接投資に係る資本金・外債資金および国外上場による調達資金などを含む）は、原則、経営範囲内で真実かつ自ら使用し、かつ以下の規定を遵守しなければならない：直接あるいは間接的に企業の経営範囲外あるいは国家の法律・法規の禁止する支出に使用してはならない；直接あるいは間接的に証券投資のために使用し</p>
---	--

取消資本項目－結匯待支付賬戶管理要求。試點區域非金融企業（房地產企業和地方政府融資平台除外）辦理除接受境內再投資款以外的資本項目外匯收入意願結匯所得人民幣資金可直接劃轉至同名企業人民幣賬戶，無需填寫《資本項目賬戶資金支付命令函》。資金使用須遵守前款規定及相關外匯管理規定。原已開立資本項目－結匯待支付賬戶的企業可继续沿用原賬戶。

第十七條 適度放寬試點區域非金融企業（房地產企業和地方政府融資平台除外）外債、跨境擔保、境外放款、直接投資等業務跨境流出入幣種一致的限制，允許確有合理需求的非金融企業可自主選擇簽約、流入和流出各環節幣種。鼓勵在跨境貿易投融資中使用人民幣。

第十八條 試點區域非金融企業（房地產企業和政府融資平台除外）境外放款的規模上限，由其所有權益的0.5倍提高到其所有權益的0.8倍。如外匯收支形勢發生較大變化，外匯局將通過完善宏觀審慎管理進行逆週期調節。

第四章 事中事後監管與風險防控

第十九條 外匯局依法對試點企業和銀行等金融機構進行監管，依托各類外匯業務、監測系統，綜合運用統計監測分析、非現場核查、現場核查等方式，加強事中事後監管，防範跨境資金流動風險。

第二十條 外匯局可根據國家宏觀調控政策、外匯收支形勢及試點業務開展情況，逐步完善和改進試點業務內容，平穩有序推進跨境貿易投資高水平開放試點。

第二十一條 外匯局將密切跟蹤轄區試點業

てはならない；直接あるいは間接的に非自社用不動産の建設・購入、あるいは不動産企業・地方政府融資プラットフォームへの投融資提供のために使用してはならない。

資本項目－人民幣転支払待機口座の管理要求を取り消す。試行地域の非金融企業（不動産企業および地方政府融資プラットフォームを除く）の国内再投資金受取以外の資本項目外貨収入の任意人民幣転による人民幣転代り金は、同名義の企業の人民幣口座に直接振り替えることができ、《資本項目口座資金支払指図書》を記入する必要はない。資金の使用は、前項の規定および関連外貨管理規定を必ず遵守しなければならない。元々、資本項目－人民幣転支払待機口座を開設済みの企業は、元の口座を引き続き使用することができる。

第十七條 試行地域の非金融企業（不動産企業および地方政府融資プラットフォームを除く）の外債・クロスボーダー担保・対外貸付・直接投資などの業務のクロスボーダー流出入通貨一致の制限を適度に緩和し、確かに合理的なニーズのある非金融企業が契約締結・流入および流出の各段階の通貨の種類を自主的に選択することを許可する。クロスボーダー投融資における人民幣の使用を奨励する。

第十八條 試行地域の非金融企業（不動産企業および政府融資プラットフォームを除く）の対外貸付規模の上限について、純資産の0.5倍から純資産の0.8倍に引き上げる。外貨収支情勢に比較的大きな変動が発生した場合、外管局は、マクロプルーデンス管理の完備を通じてカウンターシクリカル調節を実施する。

第四章 期中・事後監督管理およびリスク防止コントロール

第十九條 外管局は、法に基づき試行企業および銀行などの金融機関に対して監督管理を行い、各種外貨業務・モニタリングシステムにより、統計モニタリング分析・オフサイト検査・オンサイト検査などの方式を総合的に運用して、期中・事後監督管理を強化し、クロスボーダー資金流動リスクを防止する。

第二十條 外管局は、国家マクロ調整コントロール政策・外貨収支情勢および試行業務の実施状況に応じて、試行業務の内容を徐々に完備および改善し、クロスボーダー貿易投資ハイレベル開放試行を平穩かつ秩序立って推進することができる。

第二十一條 外管局は、管轄区の試行業務の実

<p>务开展情况, 积极加强与地方政府及相关管理部门的沟通与协作, 共同负责辖区试点业务风险识别、评估、报告、应对处置等工作。</p> <p>第二十二條 外匯局將會同相關部門建立健全風險防控工作機制, 不斷完善風險應對, 及時進行風險處置, 加強市場預期引導, 有效防範跨境資本流動沖擊, 牢牢守住不發生系統性金融風險的底線。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附則</p> <p>第二十三條 試點企業和銀行等金融機構應按規定留存充分證明所涉業務真實、合規的相關文件和單證(含電子單證)等5年備查(另有規定除外)。</p> <p>第二十四條 試點企業和銀行等金融機構發生外匯違法違規行為的, 外匯局按照《中華人民共和國外匯管理條例》等依法進行處罰, 並視情節依法暫停或取消相關主體辦理本細則規定的試點業務資格。</p> <p>第二十五條 本細則自發布之日起施行(其中第十四條、第十五條所涉業務試點, 待國家外匯管理局資本項目信息系統升級完成後實施), 未盡事宜按照現行外匯管理規定辦理。</p> <p>附: 1. 跨境貿易便利化業務操作指引 2. 外債便利化額度試點業務操作指引 3. 合格境外有限合夥人(QFLP)試點外匯管理操作指引 4. 合格境內有限合夥人(QDLP)試點外匯管理操作指引 5. 跨境資產轉讓試點業務操作指引 6. 跨國公司本外幣一體化資金池業務管理規定 7. 銀行辦理資本項目外匯業務操作指引</p>	<p>施狀況を密接に追い、地方政府および関連管理部門との交流および協力を積極的に強化し、管轄区の試行業務のリスク識別・評価・報告・対応処置などの業務について共同で責を負う。</p> <p>第二十二條 外匯局は、関連部門と共同でリスク防止コントロール業務メカニズムを構築・整備し、リスク対応を絶え間なく完備し、リスク処理を適時行い、市場予測の先導を強化し、クロスボーダー資本流動によるインパクトを有効に防止し、システムリスクを発生させないというボトムラインを堅固に防衛する。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附則</p> <p>第二十三條 試行企業および銀行などの金融機関は、規定に基づき関連業務の真实性・コンプライアンス性を十分に証明する関連文書およびエビデンス(電子エビデンスを含む)などを検査に備えて5年間保管しなければならない。</p> <p>第二十四條 試行企業および銀行などの金融機関に外貨の法律・規定の違反行為が発生した場合、外匯局は、《中華人民共和國外貨管理條例》などに従い法に基づき処罰し、併せて状況を見て法に基づき関連主体の本細則で規定する試行業務取扱資格を一時停止する、あるいは取り消す。</p> <p>第二十五條 本細則は、公布日より施行し(このうち第十四條・第十五條に関わる業務の試行は、國家外匯管理局の資本項目情報システムのアップデート完了後に実施)、言及していない事項については、現行の外貨管理規定に基づき取り扱うものとする。</p> <p>付屬文書: 1. クロスボーダー貿易便利化業務オペレーションガイド 2. 外債限度額便利化試行業務オペレーションガイド 3. 適格海外投資事業有限責任組合(QFLP)試行外貨管理オペレーションガイド 4. 適格国内有限責任組合(QDLP)試行外貨管理オペレーションガイド 5. クロスボーダー資産讓渡試行業務オペレーションガイド 6. 多国籍企業人民元・外貨一体型プーリング業務管理規定 7. 銀行資本項目外貨業務取扱オペレーションガイド (付屬文書の仮訳は省略)</p>
---	---